

◆施設使用料の改定(平成19年6月1日施行)

※下記の表記は主なもので、詳細については担当課にお尋ねください。

区 分		改 定 前	改 定 後	問 い 合 せ
体 育 施 設	なりわ運動公園 〔午後1時～午後5時〕	野球場 一般・大学生：1,500円	野球場 一般：4,000円	スポーツ振興課 施設係 (TEL)210425)
		多目的グラウンド 一般・大学生：1,200円/全面利用	多目的グラウンド 一般：2,800円/全面利用	
	成羽武道館	全道場 1,000円/1時間 (成羽町民は無料)	全道場 一般：1,000円/1時間	
	成羽市民プール	無料	小学生：40円、大人：90円 ※平成20年4月1日施行	
	坂本市民プール	無料(入場料の徴収、営利を伴う場合以外を除く)	小学生：40円、大人：90円 ※平成20年4月1日施行	
川上テニスコート 〔午後1時～午後5時〕	コート使用料 無料(夜間は600円/1時間)	コート使用料 一般：1,200円/1面		
文 化 施 設	成羽文化センター 〔午後6時～午後10時〕	大ホール使用料 無料(商行為等を除く)	大ホール基本使用料 9,000円/平日	社会教育課 (TEL)2525)
	文化交流館	市外居住加算料 基本料金の30%加算	市外居住加算料 基本料金の100%加算	文化交流館 (TEL)210180)
	総合文化会館	市外居住加算料 基本料金の30%加算	市外居住加算料 基本料金の100%加算	総合文化会館 (TEL)21040)
	青少年研修センター	交流室(1泊) 市内利用者：1,000円/1人	交流室・研修室兼食堂(1泊) 一 般 1,500円/1人 高校生以下 1,000円/1人	社会教育課 (TEL)2525)
	川上総合学習センター 〔午後6時～午後10時〕	多目的ホール基本使用料 10,000円/平日	多目的ホール基本使用料 15,000円/平日	教育委員会 川上分室 (TEL)482203)
	有漢社会教育センター	宿泊研修(1泊) 大人：1,000円/1人	宿泊研修(1泊) 一般：1,500円/1人 ※経過措置(H19) 一般：1,250円/1人	教育委員会 有漢分室 (TEL)512013)
	有漢生涯学習センター 〔午後6時～午後10時〕	多目的ホール基本使用料 12,000円/平日	多目的ホール基本使用料 9,000円/平日	
勤労青少年ホーム 〔午後6時～午後9時〕	集会室 800円/平日	集会室 1,200円/平日	スポーツ振興課 施設係 (TEL)210425)	
そ の 他 施 設	磐窟谷公園(鍾乳洞)	大 人：500円、中学生：400円、 小学生：250円	大 人：800円、中学生：600円、 小学生：400円 ※平成19年4月1日施行	川上地域局 産業建設課 (TEL)482201)
	弥高山公園(山の家)	休憩(3時間) 400円/1人 宿泊(1泊) 一般：1,600円/1人	休憩(3時間) 500円/1人 宿泊(1泊) 一般：1,800円/1人	弥高山公園 管理事務所 (TEL)482830)
	農村型リゾート「川上 やすらぎの里生活体験 施設」	休憩(3時間) 1,000円/1人 宿泊(1泊) 大人：3,000円/1人	休憩(3時間) 1,500円/1人 宿泊(1泊) 大人：4,000円/1人	
	各小・中学校 屋内運動場	—	電気料 150～350円/1時間 ※各施設の消費電力量により異なる	教育総務課 管理係 (TEL)429080)

◆負担金の改定(平成19年4月1日施行)

区 分	改 定 前	改 定 後	問 い 合 せ
学童保育料	月額 1,000円/1人	月額 3,600円/1人 8月 8,000円/1人 ※経過措置 (H19)月額 2,000円/1人 8月 4,000円/1人 (H20)月額 3,000円/1人 8月 6,000円/1人	社会福祉課 児童福祉係 (TEL)210264)

◆補助金等の改定(平成19年4月1日施行)

補助事業	改 定 前		改 定 後		問い合わせ
	交付対象等	補助金等の額・率	交付対象等	補助金等の額・率	
防犯灯の設置費補助金	町内会が設置し維持管理する防犯灯	防犯灯1基につき、設置工事費の2分の1の額(限度額1万5,000円) ※当該額に1,000円未満の端数を生じたときは切り捨て	変更なし	限度額1万2,000円(その他は変更なし)	市民課 市民係 (TEL)0254
結婚祝金	婚姻し、市内に定住する人	1組につき5万円	変更なし	1組につき2万円	
出産祝金	市内に住所を有し、出産した人(世帯)	1子につき2万円	変更なし	第1子および第2子1子につき2万円 第3子以降1子につき3万円	
浄化槽設置整備事業補助金	補助対象地域内において、専用住宅に浄化槽を設置する人	補助限度額 (1)5人槽 43万8,000千円 (2)6人槽および7人槽 57万6,000千円 (3)8人槽から10人槽まで 84万6,000千円	変更なし	補助限度額 (1)5人槽 39万2,000円 (2)6人槽および7人槽 51万3,000円 (3)8人槽から10人槽まで 73万3,000円	下水道課 管理係 (TEL)07060
老人ゲートボール場休憩所等整備事業補助金	おおむね100戸以上の地区で、老人クラブが使用するゲートボール場施設内の休憩所、便所、いす、および面補修に必要な砂等の整備	補助基準額30万円と対象経費を比べて少ない方の額(砂については1個所当たり6㎡以内で、その購入経費)	変更なし	補助基準額15万円(その他は変更なし)	高齢福祉課 高齢者係 (TEL)0265
老人クラブ活動補助金	各地域老人クラブ	定額20万7,000円	変更なし	20万7,000円以内	
高梁地域健康いきいき外出支援事業	高梁地域の高齢者が市内を運行する路線バス・タクシーを利用する場合の料金の一部を助成	片道バス料に12を乗じた額で、その額が4,000円未満の場合は4,000円	変更なし	片道バス料に12を乗じた額(最低助成額の撤廃)	
朝霧温泉ゆららの入館料金助成	老人クラブ会員に、朝霧温泉ゆらら入館料の助成券を交付	2,800円/1人(2回分)	変更なし	1,400円/1人(1回分)	
生ごみ処理機購入費補助金	市内に住所があり居住している世帯主で、市内に機器を設置し適切な管理ができる人	電気式で乾燥等により生ごみを減量化する機器1万5,000円以内/1基(1世帯1基まで)	変更なし	1万3,000円以内/1基(1世帯1基まで)	環境衛生課 衛生係 (TEL)0259
地域特産作物生産団地育成事業費補助金	生産拡大・安定化対策、省力化・品質向上対策	ピオーネ棚・生産出荷設備・機械等の整備	ピオーネ棚等：対象事業費の3分の2以内 生産出荷設備・機械等：対象事業費の2分の1以内	ピオーネ棚：補助対象事業費の拡大 その他：変更なし	農林課 農政係 (TEL)0223
	消費宣伝・販路拡大対策、組織力強化対策	消費宣伝・販路拡大PR・労働支援システムの整備	消費宣伝・販路拡大PR：対象事業費の4分の3以内 労働支援システムの整備：対象事業費の10分の6以内	変更なし	